

## 外国貨物の蔵置等に関する場所の届出について

下記のとおり外国貨物の蔵置等を行おうとする場所に係る関税法第50条第1項の届出を受理したので、同法第42条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年11月1日

大阪税関長 大内聰

記

### 1 届出者の名称及び住所

株式会社松栄 (法人番号: 4120101045952)  
大阪府泉佐野市りんくう往来北2番地20

### 2 届出に係る場所 (保税蔵置場) の名称及び所在地

株式会社松栄 貝塚工場  
大阪府貝塚市二色中町4番地10

### 3 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積

鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建  
1棟 3, 385平方メートル (うち屋外 1, 397平方メートル)

### 4 蔵置貨物の種類

輸出一般貨物、輸出冷凍冷蔵貨物及び仮陸揚貨物

### 5 許可の期間

自 令和5年11月1日  
至 令和10年9月9日